平成２２年（フ）第２４号
広島市南区丹那町27―２アイランドビル１302、住民票上の住所広島市南区西旭町13番１号
債務者　森本　奈美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０号
広島市安芸区瀬野１丁目16番10―303号
債務者　安藤千佳子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１号
愛媛県西条市玉津553番地９
債務者　武田　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３９号
愛媛県四国中央市妻鳥町1010番地８　共和ビル201号
債務者　安葉眞智子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２４０号
愛媛県四国中央市中之庄町26番地１　サンハイツ中之庄205号
債務者　小椋　末子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２４８号
愛媛県西条市古川甲349番地１
債務者　中川　直美（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２５８号
愛媛県新居浜市江口町12番23号、前住所愛媛県新居浜市王子町３番632号
債務者　平井　　敦
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第８２６号
高知県南国市緑ケ丘２丁目2218番地
債務者　友近　晃夫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５９号
高知市桜井町２丁目９番17号　株式会社クリスタル美装内
債務者　土ケ内清人
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９０号
高知市江陽町８番６号　尾崎マンション305
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０３９号
高知市長浜4172番地１　改住17号
債務者　久保　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０４５号
高知市本宮町222番地２　ロイヤル蛍橋201号室
債務者　松田　千秋
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５２号
高知市中宝永町７番20号　シャルム宝栄303号
債務者　横田　千代
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５４号
高知県香南市夜須町西山1024番地１
債務者　田村佐百合
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５７号
高知市比島町３丁目７番10号　市住１号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６３号
高知県香南市野市町西野1165番地24　岡村ハウス101号
債務者　小松　正博
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０９７号
高知県香南市夜須町西山1752番地３
債務者　國光　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７号
高知県室戸市吉良川町乙2940番地１
債務者　上山　秀明
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係